

規 則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇七五

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八五六）の一部を次のように改正する。

別表ロ第二号区分の項に次の一号を加える。

五 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

別表ロ第三号区分の項に次の一号を加える。

九 特定任命により職員となった者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級又は九級であったもの

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。